

保護者 様

大津市教育委員会
教育長 日渡 円

新型コロナウイルスにかかる臨時休校に伴う児童の臨時預かりについて（お知らせ）

今回の臨時休校は国から緊急の要請があり、大津市として新型コロナウイルス感染拡大の防止のための非常的な措置です。人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすこととされていますが、今回の緊急の臨時休校にともない、やむをえないご家庭の児童につきましては、臨時預かりを行いますので、下記の事項をご確認ください。なお、預かりを希望される場合は、別紙の「臨時預かり依頼書」を3月2日（月）に各学校へご提出ください。

記

- 1 期間 令和2年3月3日（火）から3月24日（火）まで
※臨時休校の期間で土・日、祝日を除く
- 2 時間 午前8時00分から午後3時30分まで
- 3 対象者 次の3つの条件を全て満たす場合を対象とします。
 - （1）小学1、2年生の児童
 - （2）保護者等が勤務等によりやむを得ず保育ができない場合
 - （3）祖父母等の支援が受けられない場合※ 特別な事情があり、やむをえず臨時預かりを希望される場合は、学校へご相談ください。
※ 児童、同居者において咳や鼻水、喉の痛みなどの風邪症状や発熱などがある場合はお預かりすることができません。
- 4 場所 在籍している小学校
- 5 注意事項
 - （1）保護者等が児童を学校まで送迎してください。児童だけによる登下校はできません。なお、車で送迎される場合は、正門から入って運動場を抜ける一方通行にさせていただきます。
 - （2）児童を教職員に確実に引き渡してください。
 - （3）学校での急な体調不良やけがなどに備え、学校からの連絡が確実にできるようお願いします。
 - （4）期間中は給食がありませんので、弁当とお茶を持参してください。
 - （5）感染拡大の予防のため、児童のマスク着用とアルコール消毒液（ウェットティッシュ）などの持参にご協力ください。また、保護者等が来校される際もマスクの着用にご協力ください。
- 6 その他 臨時預かりは、臨時休校中の学習を補うものではありません。ご理解、ご協力をお願いします。